

高知くらしの護身術

255

消費生活講座

来月から全 15 回

(2012年8月7日掲載原稿)

消費生活センターでは、契約トラブルや悪質商法などの相談を受け付けています。トラブルを防止するために、また、万が一被害に遭ったときに、「消費者」である私たちには何ができるでしょうか。そんな時に役立つ法律や経済の知識を、秋の夜長に学んでみませんか。

センターでは、高知短期大学と連携し、受講料無料の「消費生活講座」を開講します。

講座は全 15 回で、税金や社会保障、食品表示などの身近な問題のほか、調停・訴訟に関する知識や多重債務問題、民法や消費者契約法などの法律についても、基本から学べます。講師には、大学教授や、消費者の権利を守る訴訟を数多く経験された弁護士など、各分野の専門家を招きます。

開催期間は9月28日から来年1月17日までの毎週金曜日（11/23は21（水）、1/18は17（木）に振替、12/28、1/4は休講）。時間は午後7時40分から9時10分まで、場所は高知市永国寺町の高知短期大学です。

受講希望の方は、県立消費生活センターや高知短期大学、県庁県民室で配布している募集要綱を参照のうえ、申込用紙に必要事項を記入して、郵送、FAX、メールまたは持参で県立消費生活センター（高知市旭町3-115、電話088・824・0999、FAX088・822・5619）へ9月12日（水）までにご応募ください。募集要綱と申込用紙は、県立消費生活センターのホームページからダウンロードもできます。応募は県内在住の方に限り、定員は100名です。

カシコイ消費者としての知識は、あなたの消費生活をより豊かなものにしてくれるだけでなく、家族や地域の人たちの助けになるかもしれません。